

随意契約における見積書徴取に関する基準

平成 24 年 4 月 1 日 管理者決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、神戸市交通局契約規程(昭和 51 年 8 月 5 日交規程第 15 号。)第 26 条第 5 項において規定する随意契約における見積書の徴取について必要な事項を定めることにより、随意契約の公正性、経済性、効率性を確保することを目的とする。

(見積書徴取の基準)

第 2 条 随意契約を行う場合は、2 人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、契約しようとする者からのみの見積書によることができる。

- (1) 総額（税込）が 10 万円未満の契約をする場合
- (2) 特に価格の定まったものについて契約する場合
- (3) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約する場合
- (4) 緊急を要するものについて契約する場合
- (5) 地方公営企業法施行令(昭和 27 年 9 月 3 日政令第 403 号。)第 21 条の 14 第 1 項第 6 号、第 8 号及び第 9 号に定める事由に該当する場合
- (6) 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号及び第 4 号に定める随意契約によろうとする場合において、当該契約を履行可能な者が 1 者しかいないとき。

(適用範囲)

第 3 条 専決契約について適用する。ただし、適用することが困難であると認められる契約については、この限りでない。

(見積書徴取にあたっての配慮事項)

第 4 条 第 2 条の規定により見積書を徴取しようとする場合は、地元中小業者の育成の観点から、物件内容の許す限り地元業者を優先して見積り依頼するものとする。
2 所属長は、発注管理簿を作成し、適正に管理することにより見積り依頼が特定の者に偏しないようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。